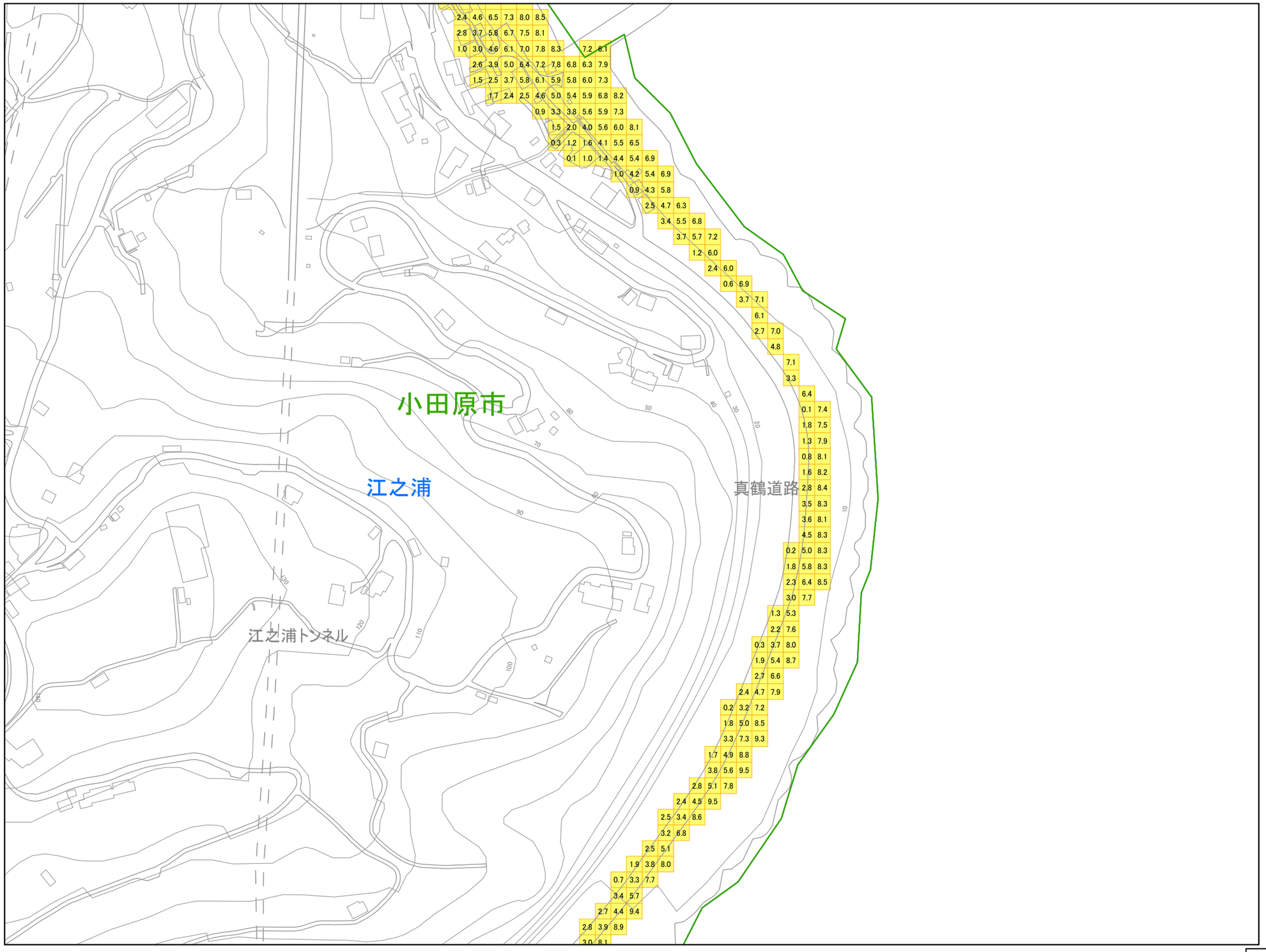

【留意事項】

【津波災害警戒区域】

○　「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号(以下、「法」という。))第53条第１項に基づく区域です。

○　「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(法第８条第１項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第53条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
（下図参照）

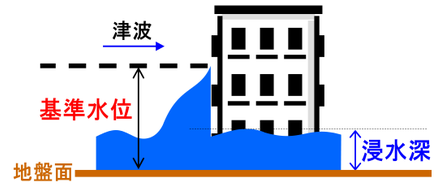

【地形(標高)データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成24年度時点の海岸における３Ｄ電子地図、基盤地図情報等をもとに作成しているため、その後の開発に伴う地形改変に伴い、土地の形状や地盤高が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、令和元年に刊行された数値地図(基盤地図情報)をもとに作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域　区域図

0.0 基準水位(数字は地盤面からの高さ(m))
市町界
町丁目界

0　50　100　200 m

N

	津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：メートル）
縮尺	指定年月日	令和元年12月24日
1:2,500	市町名	小田原市
	図面名(図面番号)	区域図(13-33/35)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図(基盤地図情報)を複製したものである。(承認番号　令元情使、第896号)　市町界と町丁目界はH27国勢調査の小地域(総務省)を加工して作成したものである。